

新光商事株式会社株式（証券コード：8141）に対する 公開買付けの開始に関するお知らせ（概要）

加賀電子株式会社（以下「当社」、または「公開買付者」といいます。）は、本日開催の取締役会において、新光商事株式会社（証券コード：8141、東京証券取引所プライム市場上場、以下「新光商事」、または「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を公開買付けにより取得することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

（1）本公開買付けの概要

当社は、2026年5月15日開催の取締役会において、東京証券取引所プライム市場に上場している新光商事普通株式の全て（但し、当社が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）により取得し、対象者を当社の完全子会社とすることを目的として、本公開買付けを実施することを決議いたしました。

（2）当社が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

当社は、対象者との間では統一的な意思決定の下で協業し、相互の取扱商品等の販売拡大を図ることによりシナジーの実現が期待できる一方で、対象者株式の上場が維持された場合、ガバナンスの観点から自社株主利益に配慮した独立した経営体制を維持する必要がある、そのような資本関係では両社グループにおいて機動的な意思決定を行うことができず、半導体等の電子部品の販売を行う対象者を当社の完全子会社とすることにより、当社グループの半導体ビジネスを含む電子部品事業を強化することができることと、対象者グループとしても、当社グループが有するネットワーク、リソース、知見を活かした施策を実行することで、対象者の事業を更に強化することが可能になると考えました。

さらに、当社は、以下のようなシナジー効果及びメリットを最大化し、当社グループ及び対象者グループの中長期的な企業価値向上を実現するためには、対象者を当社の完全子会社とすることが不可欠であると判断いたしました。

当社が想定する本取引実施によるシナジー効果及びメリットについては、具体的に以下を想定しております。

- （ア） 製品ラインナップの相互補完
- （イ） 販売チャネルの相互補完、両者の技術力を活かした営業力の強化
- （ウ） 当社グループの製造拠点及び調達力を利用した対象者グループのEMS事業の強化
- （エ） 当社グループのCVC（コーポレートベンチャーキャピタル）事業との新規事業模索

以上の検討の結果、当社は、本日付の取締役会決議により、本取引の一環として本公開買付けを実施することを決定いたしました。

（3）公開買付け後の組織再編等の方針

公開買付者は、上記「（1）公開買付けの目的の概要」に記載のとおり、本公開買付けが成立したものの、本公開買付けにより、公開買付者が対象者株式の全て（但し、公開買付者が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、以下の手続（以下「本スクイズアウト手続」といいます。）を実施することを予定しております。

① 株式売渡請求

公開買付者は、本公開買付けの成立後、公開買付者が所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の90%以上となり、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第179条第1項に規定する特別支配株主となる場合には、本公開買付けの決済完了後速やかに、会社法第2編第2章第4節の2の規定に基づき、対象者の株主の皆様（但し、公開買付者及び対象者を除きます。）の全員（以下「本売渡株主」といいます。）に対し、その所有する対象者株式の全部を売り渡すことを請求（以下「本株式売渡請求」といいます。）する予定です。本株式売渡請求においては、対象者株式1株当たりの対価として、本公開買付け価格と同額の金銭を本売渡株主に対して交付することを定める予定です。この場合、公開買付者は、その旨を対象者に通知し、対象者に対し本株式売渡請求の承認を求める予定です。対象者がその取締役会の決議により本株式売渡請求を承認した場合には、関係法令の定める手続に従い、本売渡株主の個別の承諾を要することなく、公開買付者は、本株式売渡請求において定めた取得日をもって、本売渡株主からその所有する対象者株式の全部を取得します。この場合、公開買付者は、本売渡株主がそれぞれ所有していた対象者株式1株当たりの対価として、各本売渡株主に対し、本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）と同額の金銭を交付する予定です。なお、対象者が2026年5月15日付で公表した「加賀電子株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明に関するお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、公開買付者より本株式売渡請求をしようとする旨及び会社法第179条の2第1項各号の事項について通知を受けた場合には、取締役会において、本株式売渡請求を承認する予定とのことです。

本株式売渡請求に関連する一般株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、会社法第179条の8その他関係法令の定めに従って、本売渡株主は、裁判所に対して、その所有する対象者株式の売買価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。なお、上記申立てがなされた場合の対象者株式の売買価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

② 株式併合

本公開買付けの成立後、公開買付者が所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の90%未満である場合には、公開買付者は、会社法第180条に基づく対象者株式に係る株式併合（以下「本株式併合」といいます。）の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを、本公開買付けの決済の完了後速やかに対象者に要請する予定です。なお、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

本臨時株主総会において本株式併合の議案についてご承認をいただいた場合には、本株式併合がその効力を生ずる日において、対象者の株主の皆様は、本臨時株主総会においてご承認をいただいた本株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することとなります。また、対象者株式の併合の割合は、本日現在において未定ですが、公開買付者は、対象者に対して、公開買付者が対象者株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様（公開買付者及び対象者を除きます。）の所有する対象者株式の数が1株に満たない端数となるように決定するよう要請する予定です。対象者プレスリリースによれば、対象者は本公開買付けが成立した場合には、公開買付者によるこれらの要請に応じる予定とのことです。本臨時株主総会を開催する場合、2026年9月上旬を目途に開催される予定ですが、その具体的な手続及び実施時期等については、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

本株式併合に関連する一般株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、本株式併合により株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従って、対象者の株主の皆様（公開買付者及び対象者を除きます。）は、対象者に対して、その所有する株式のうち1株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して対象者株式の価格決定の申立てを行うことができる旨が定められています。

上記のとおり、本株式併合においては、本公開買付けに応募されなかった対象者株主の皆様（公開買付者及び対象者を除きます。）の所有する対象者株式の数は1株に満たない端数となる予定ですので、本株式併合に反対する対象者の株主の皆様（公開買付者及び対象者を除きます。）は、上記申立てを行うことができることになる予定です。なお、上記申立てがなされた場合の対象者株式の買取価格は、最終的に裁判所が判断することとなります。

（4）上場廃止等となる見込み及びその事由

対象者株式は、本日現在、東京証券取引所プライム市場に上場しておりますが、公開買付者は、本公開買付けにお

いて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、対象者株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立時点で当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けの成立後に、上記「(3) 公開買付け後の組織再編等の方針」に記載のとおり、本スクイズアウト手続を実施することを予定しているため、かかる手続が実行された場合には、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、対象者株式は、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所プライム市場において取引することはできません。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

①	名称	新光商事株式会社		
②	所在地	東京都品川区大崎一丁目2番2号 アートヴィレッジ大崎セントラルタワー13階		
③	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 小川 達哉		
④	事業内容	集積回路・半導体素子等の電子部品、アセンブリ製品及び電子機器の販売、これらに関連する輸出入業務並びにこれらに付帯する事業		
⑤	資本金	95億193万円(2025年9月30日現在)		
⑥	設立年月日	1953年11月25日		
⑦	大株主及び持株比率 ^(注) (2025年9月30日現在)	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	11.24%	
		野村 絢 (常任代理人 三田証券株式会社)	9.48%	
		NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE NON TREATY CLIENTS ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	5.72%	
		株式会社レスター	5.12%	
		有限会社キタイアンドカンパニー	4.86%	
		株式会社日本カストディ銀行(信託E口)	3.55%	
		北井 暁夫	3.19%	
		EUROPEAN DEPOSITARY BANK SA-DUBLIN-BUTTERMERE DEEP VALUE FUND LIMITED (常任代理人 シティバンク エヌ・エイ)	2.23%	
		株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1.95%	
	加賀電子株式会社	1.70%		
⑧	公開買付者と対象者の関係			
	資本関係	公開買付者は、本日現在、対象者株式515,000株(所有割合:1.74%)を所有しております。		
	人的関係	公開買付者と対象者との間には人的関係はありません。		
	取引関係	公開買付者グループは、対象者との間で商品の販売及び仕入等の取引を行っております。		
	関連当事者への該当状況	対象者は、公開買付者の関連当事者に該当いたしません。		
⑨	対象者の最近3年間の連結経営成績および連結財政状態			
	決算期	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期
	連結純資産	56,119百万円	52,539百万円	53,541百万円
	連結総資産	99,813百万円	80,051百万円	80,796百万円
	1株当たり連結純資産	1,671円25銭	1,737円80銭	1,844円07銭
	連結売上高	175,847百万円	116,008百万円	99,113百万円
	連結営業利益	4,878百万円	637百万円	1,201百万円
	連結経常利益	4,768百万円	578百万円	1,555百万円
	親会社株主当期純利益	3,194百万円	505百万円	1,127百万円
	1株当たり配当金	48円50銭	15円50銭	18円50銭

(注)「大株主及び持株比率(2025年9月30日現在)」は、対象者が2025年11月14日に提出した第73期半期報告書の「大株主の状況」を基に記載しております。

(2) 日程等

i. 日程

取締役会決議日	2026年5月15日(金曜日)
公開買付開始公告日	2026年5月18日(月曜日) 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載いたします。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)
公開買付届出書提出日	2026年5月18日(月曜日)

ii. 買付け等の期間

2026年5月18日(月曜日)から2026年6月26日(金曜日)まで(30営業日)

iii. 買付け等の価格

普通株式1株につき、金1,580円

プレミアム 5月14日終値(1,485円) : 6.40%

1ヶ月間平均(1,576円) : 0.25%

3ヶ月間平均(1,296円) : 21.91%

6ヶ月間平均(1,172円) : 34.81%

iv. 買付け予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
29,097,599株	19,226,700株	-株

(注1) 本公開買付けに応じ応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の数の合計が買付予定数の下限(19,226,700株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(19,226,700株)以上の場合、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにおいて公開買付者が買付け等を行う対象者株式の最大数である29,097,599株を記載しております。これは対象者が2026年5月15日付で公表した「2026年3月期決算短信(日本基準)(連結)」に記載された2026年3月31日現在の対象者の発行済株式総数(31,010,566株)から、同日現在の対象者が所有する自己株式数(1,397,967株)(なお、当該自己株式数には、対象者の「役員株式給付信託(BBT)」及び「従業員株式給付信託(J-ESOP)」の信託財産として受託者である株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が所有する対象者株式(1,062,700株)を含めておりません。以下、対象者が所有する自己株式数について同じです。)を控除した株式数(29,612,599株)から、本日現在において公開買付者が所有する対象者株式の数(515,000株)を控除した株式数(29,097,599株)です。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(注4) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い公開買付期間中に自己株式を買い取ることがあります。

v. 買付け総額

45,974,206,420円

3. 資金調達

本公開買付けにおいて支払われる対価は、金融機関からの借入れにより調達予定です。

4. 今後の見通し

本件株式取得による当社連結業績に与える影響につきましては現在精査中であり、本公開買付けが成立した後、開示すべき事項が発生いたしましたら速やかに開示いたします。

以上